

委 託 業 務 仕 様 書

(四日市市上下水道局)

(優先順位)

第 1 本委託の業務にあたっての優先順位は下記のとおりとする。

- 1 質問回答書
- 2 契約図書
- 3 三重県業務委託共通仕様書

(共通事項)

- 第 2 1 本委託の業務に当たっては、「三重県業務委託共通仕様書（平成 27 年 1 1 月）」を準用する。
- 2 他の業務が関連する場合は、監督職員の指示のもと、他業務受注者と調整を行い、円滑に業務が遂行できるよう協力すること。
- 3 この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。

(暴力団等不当介入に関する事項)

第 3 1 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、契約を解除することがある。

2 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(特記仕様書)

第 4 前項の他、別記の特記仕様書を附す。

〔別紙〕

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市上下水道局（以下「甲」という。）は必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管及び管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提出された個人情報が記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。

ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破碎

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負ったときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

特 記 仕 様 書

第1条 業務目的

本業務は、四日市市上下水道局が管理する河原田橋水管橋（県管理 道路橋に添架）の老朽化に伴い、令和元年度に実施した基本設計に基づき、これまでの道路橋添加形式から単独構造で企業庁が管理する一級河川鈴鹿川水系 内部川を横断する内部川水管橋 1.6k について詳細な構造比較検討を行い、工事発注で必要となる詳細設計を行うことを目的とする。

第2条 業務内容

(1) 現地踏査

過年度に実施した基本設計に基づき、設計対象箇所の地勢、道路、河川、架空線等の状況を確認し、詳細設計で必要となる地下埋設物等の資料収集及び現地確認を行う。特に、前後の配水管路との接続部となる弁室計画位置周辺や、内部川 1.6km に既存する企業庁水管橋の下部工、基礎工構造を収集・整理する。収集した既存資料、現地調査の結果、試掘が必要と判断した場合は、その内容を提案するものとする。

(2) 公図調査

基本的に道路等 公共用地内に施設を計画するが、弁室の築造に伴う施工ヤードの借地計画が想定される範囲を含めて土地所有者を確認する。

(3) 詳細設計

上部工は基本設計ルート案を精査し、企業庁水管橋にて添架するルート案について、地下埋設部等の情報をもとに、立坑、管種、管厚、継手の形状・構造、弁室等の計画を行い、仮設工を含む施工方法、補助工法の検討を実施する。下部工は、水管橋添架に伴う荷重増に対する照査を実施する。上部工、下部工の検討に際しては、河川管理者、水管橋管理者、道路管理者との計画協議を実施するものとし、資料作成、協議への同席を行う。また、将来の維持管理性にも配慮した計画を行うものとする。

(4) 各種計算

計画、協議された諸元をもとに、添架管の管種、管厚、構造副部材等の構造計算、補助工法等の仮設計算を実施する。

(5) 図面作成

計画、協議された内容をもとに、工事施工で必要となる位置図、平面図、縦横断面図、詳細図及び構造図、管割図等の各種図面を作成する。また、工事施工に係る占用図書及び図面も作成するものとし、河川管理者、道路管理者等、関係機関の制限区域等を明記するものとする。

(6) 数量計算

作成した各種計画図面をもとに、工事発注で必要となる工種ごとの数量計算書を作成する。

(7) 審査

基本条件、比較検討および設計計画の妥当性を確認し、詳細設計としての設計書と図面、数量計算書の整合性等を精査する。

(8) 報告書作成

各種調査結果、設計条件、検討結果をまとめた報告書を作成する。作成に際しては、計画、計算で準拠した基準や図書を明記して、フローチャート、図表等を用いて解りやすく取りまとめるものとする。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 1

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 設計積算条件	<input checked="" type="checkbox"/> 積算条件 令和2年度・水道事業実務必携 <input checked="" type="checkbox"/> 積算条件 積算基準（計画・設計編）令和元年11月制定 <input checked="" type="checkbox"/> 既設橋梁の耐震補強設計等に関する積算参考資料 平成30年6月改定 <input checked="" type="checkbox"/> 単価適用日 令和2年4月1日制定
イ 適用図書	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等委託契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 三重県業務委託共通仕様書【平成27年11月制定】 <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書【令和2年8月制定】 <input type="checkbox"/> 部分改正を行った内容も含む <input type="checkbox"/> その他（ ）
ウ 業務計画等	<input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後14日（休日を含む）以内に業務計画書（工程表）を監督職員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
エ 成果の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果品の提出部数は、 <input checked="" type="checkbox"/> 報告書 A4版 両面印刷2部 <input checked="" type="checkbox"/> 図面2部 <input checked="" type="checkbox"/> 縮小図面（A3相当）2部 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体2部 とする。 <input type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果品あり。（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 成果品の大きさについてはA版を原則とし、監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 電子媒体で提出する仕様については、Excel、Word、Jw-Cadで読み取り加工できるものとする。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
オ 工程関係	<input type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名： ） <input type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） <input type="checkbox"/> その他（ ）
カ 資料の貸与	<input type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次の資料とする。
キ 業務条件	<input type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。 （ ）
ク その他	<input checked="" type="checkbox"/> 成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 また、最新のものが確認できるよう出典日時も明記すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 打合せや設計協議等の記録は受託者が作成し、委託者の確認を得ること。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計協議は、初回打合せ、中間打合せ6回（国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所、三重県四日市建設事務所、三重県企業庁北勢水道事務所等関係機関との協議も含む）、最終打合せとする。

- (注)
- 1 上記委託業務、事項、条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 - 2 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
 - 3 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市市上下水道局